

近隣にお住いの皆様  
土砂搬出事業者・土砂運搬事業者の皆様

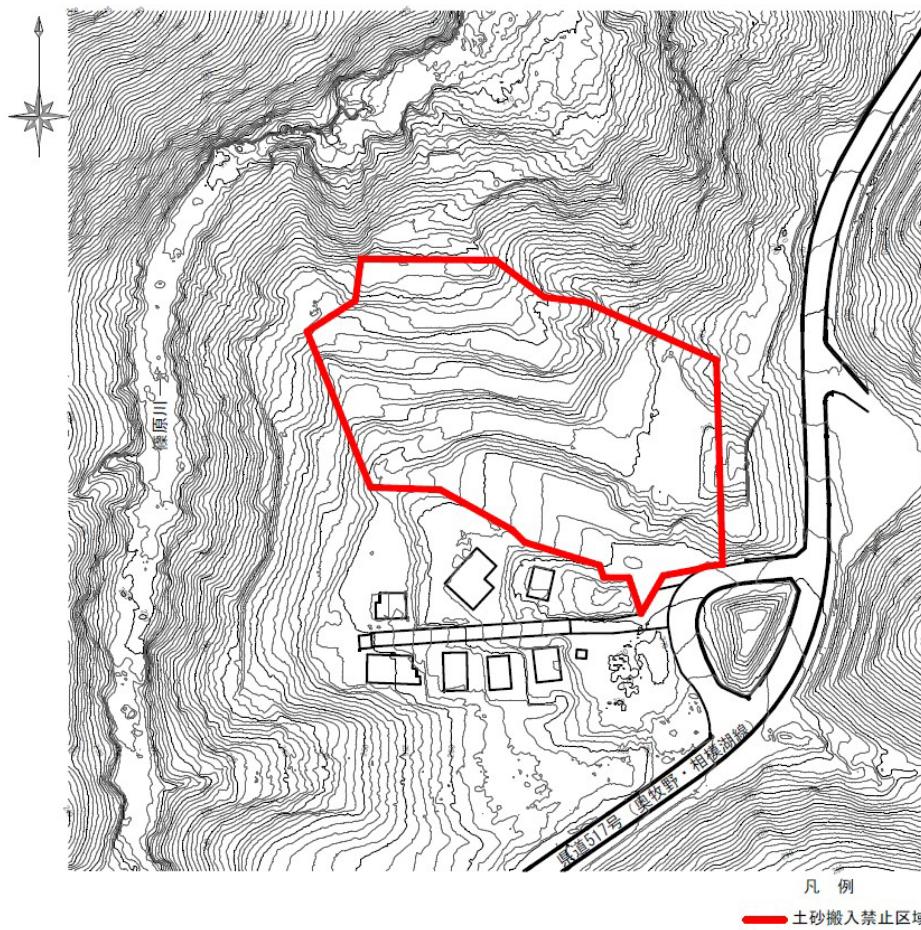
## 土砂搬入禁止区域の再指定について

**令和7年12月26日より、相模原市緑区牧野の以下の区域について、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項及び第2項（※）の規定により土砂搬入禁止区域に再指定しました。（注：裏面参照）**

（※）神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例附則第5号により、経過措置として、令和8年3月31日まで改正前の規定が適用されます。

**土砂搬入禁止区域内では、埋立行為者や請負人が反復継続して行う搬入行為だけでなく、トラック運転手等すべての人による土砂の搬入が禁じられます。**

なお、指定区域内に土砂を搬入した者は、同条例第32条により**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**に処される場合があります。



**【土砂の搬入行為を見つけられた場合は、以下の連絡先までご連絡ください。】**

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター許認可指導課 電話 (042) 784-1111 内線 441  
神奈川県土整備局河川下水道部砂防課審査グループ 電話 (045) 210-1111 内線 6505



注：令和7年12月23日（神奈川県告示第656号）

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第79号。以下「一部改正条例」という。）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例による改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項の規定により、次のとおり土砂搬入禁止区域を指定した。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 土砂搬入禁止区域の位置及び区域

相模原市緑区牧野のうち、別図に示す位置及び区域 ※別図：表面の図面

2 土砂搬入禁止区域の面積

7,786 平方メートル

3 土砂搬入禁止区域の指定の期間

令和7年12月26日から令和8年3月31日まで

4 土砂搬入禁止区域の指定の理由

1の区域における土砂埋立行為については、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のために必要な措置が講じられておらず、令和7年6月24日に指定した土砂搬入禁止区域の指定期間の満了後も、1の区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるため